

○保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関する事務
処理要領の制定について(通達甲)

平成28年 1月28日

交規発第57号

改正 令和3年2月4日交規発第68号

(交企、交指)

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関し「保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関する事務処理要領の制定について(例規)」(平成8年3月21日高交規発第121号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該措置に関し別添のとおり「保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関する事務処理要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関する事務処理
要領

第1 総則

1 目的

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「法」という。)第8条から第10条まで、第12条及び第13条第2項の規定に基づく保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関する事務について必要な事項を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 運送事業用車両

法第13条第2項に規定する運送事業用自動車をいう。

(2) 自家用自動車

運送事業用自動車以外の自動車をいう。

(3) 適用地域

法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される

地域をいう。

(4) 標章

法第9条第2項に規定する運行供用制限命令に係る標章をいう。

(5) 管轄署長

法第9条第1項に規定する自動車の運行供用の制限に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長をいう。

第2 適用地域にある自家用自動車の保有者に対する措置

1 通知等

(1) 通知事案の報告

警察官は、法第8条の規定による通知の要件に該当する事案(以下「通知事案」という。)を認知したときは、速やかに、当該自動車の使用の本拠の位置など必要な事項を調査し、適用地域である場合は、別記第1号様式の通知事案報告書(以下「通知事案報告書」という。)を作成するとともに、当該事案に係る現認報告書、保管場所として道路の使用の禁止等違反に係る交通切符(以下「保管場所法切符」という。)、放置駐車違反に係る交通反則切符(以下「交通反則切符」という。)その他の捜査書類等を添付して署長に報告すること。

(2) 審査及び保管場所確保状況の照会等

ア 署長は、通知事案の報告を受けたときは、当該事案が通知事案に該当するか、事実の認定についての誤りはないか、通知事案報告書の記載内容に不備がないかなどについて審査を行う。

イ 署長は、アの審査の結果、通知事案に該当すると認めるときは、別記第2号様式の自動車保管場所確保状況照会書を当該照会書に係る自動車の保有者に対して交付し、保管場所を確保していない場合は、保管場所を確保した上、保管場所証明、保管場所に係る届出等の手続を履行するよう指導すること。この場合において、当該照会書を交付したときから15日以内に、当該自動車の保有者に対し、保管場所の確保状況について別記第3号様式の自動車保管場所確保状況回答書(以下「自動車保管場所確保状況回答書」という。)により、回答を求めること。

(3) 通知

ア 署長は、自動車保管場所確保状況回答書の回答が15日以内になく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる自動車の保有者については、別記第4号様式の通知書(以下「通知書」という。)を作成し、必要な関係書類を添付して交通規制課(以下「主管課」という。)に送付すること。

イ 添付書類

通知書には、次に掲げる書類の全部又は一部を添付すること。

- (ア) 自動車保管場所確保状況回答書の写し
- (イ) 現認報告書の写し
- (ウ) 保管場所法切符 2 枚目(交通事件原票)の写し
- (エ) 交通反則切符 2 枚目(交通事件原票)又は交通切符 2 枚目(交通事件原票)の写し
- (オ) その他通知事案の事実の証明に必要な資料

2 自動車の運行供用の制限

(1) 審査

交通規制課長(以下「主管課長」という。)は、署長からの通知書を受理したとき又は他の都道府県公安委員会(以下「他府県公安委員会」という。)から通知書の移送を受けたときは、当該通知に係る事案について、次の事項を確認し、法第 9 条第 1 項の規定による自動車の運行供用の制限について要件の有無を審査すること。

ア 自動車の使用の本拠の位置が適用地域にあるか

イ 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成 2 年法律第 74 号)附則第 2 条第 3 項の規定により、法第 9 条の規定が適用される自動車及び当該自動車の保有者であるか

(2) 通知事案の移送

主管課長は、審査の結果、自動車の運行供用の制限の処分(以下「運行供用制限処分」という。)を行う事案に該当するもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他府県公安委員会の管轄区域にあるものについては、別記第 5 号様式の自動車運行供用制限事案移送通知書を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送すること。

(3) 処理状況の記録

ア 主管課長は、署長から通知事案の送付を受けたときは、別記第 6 号様式の通知事案受理簿(以下「通知事案受理簿」という。)に記載し、処理状況を明らかにしておくこと。

イ 主管課長は、通知事案を他府県公安委員会に移送する場合は別記第 7 号様式の通知事案移送簿に、他府県公安委員会から通知事案の移送を受けた場合は通知事案受理簿にそれぞれ記載し、処理状況を明らかにしておくこと。

(4) 聴聞

ア 聴聞の通知

運行供用制限処分に該当する事案の自動車の保有者に対する聴聞の通知は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「規則」という。)別記様式第6号の聴聞通知書により行うものとする。

イ 聴聞の主宰

聴聞は、運行供用制限処分事案ごとに、別記第8号様式の高知県公安委員会告示書(以下「告示書」という。)を作成し、行政手続法(平成5年法律第88号)第19条第1項の規定による公安委員会の主宰の指名を受けて主管課長が主宰する。ただし、次に掲げる事案については、この限りでない。

- (ア) 処分の理由の認定等に関し重大な争点のある事案
- (イ) 警察職員が聴聞を主宰することが適当でない認められる事案

ウ 聴聞の公示

法第10条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、告示書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

エ 聴聞の出席者

聴聞は、次に掲げる者の出席を求めて行うものとする。

- (ア) 聴聞の当事者又はその代理人
- (イ) 当該処分事案に関する事務を取り扱う警察官等

オ 聴聞の進行

(ア) 聴聞の方法

聴聞は、口頭により、処分の理由その他処分決定上の参考事項について行うものとする。

(イ) 聴聞の当事者の意見の陳述等

聴聞の当事者又はその代理人は、必要な質問を発し、意見を述べ、又は証拠を提出することができる。

カ 聴聞調書の作成

聴聞の主宰者は、規則別記様式第13号の聴聞調書(以下「聴聞調書」という。)を作成しなければならない。

キ 聴聞の終結

聴聞の主宰者は、次の場合は、聴聞を終結することができる。

- (ア) 聴聞の当事者又はその代理人による意見の陳述等が十分に行われたと認められるとき。
- (イ) 聴聞進行中に、聴聞の当事者が自動車の保管場所を確保する等の理由により、処分の理由がなくなると認められるとき。

(ウ) その他聴聞の主宰者が聴聞を終結することが適当と認められるとき。

ク 聴聞報告書の作成

聴聞主宰者は、聴聞終結後速やかに規則別記様式第14号の聴聞報告書を作成し、聴聞調書とともに公安委員会に提出しなければならない。

「意見」欄については、聴聞の主宰者は、客観的な証拠の有無、当事者等の主張に関する心証等に基づいて、公正・中立的な立場から、当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載すること。

ケ 聴聞調書等の閲覧

聴聞調書等の閲覧の期限については、当事者等の事後救済に関する訴えの利益が排除されない限り、随時閲覧できる状態にしておくこと。

コ 聴聞の再会

聴聞が再開される場合としては、聴聞終結後かつ不利益処分を行うまでの間に、不利益処分の原因となる事実の範囲内で当該事実関係の判断を左右し得る新たな証拠書類等を公安委員会が得た場合等に再会する。

(5) 処分の執行指示

主管課長は、公安委員会が運行供用制限処分を決定したときは、当該事案について、別記第9号様式の自動車運行供用制限書(以下「制限書」という。)及び別記第10号様式の自動車運行制限処分執行指示書(以下「自動車運行制限処分執行指示書」という。)を作成し、標章とともに管轄署長に送付する。

(6) 処分の執行等

ア 自動車運行制限処分執行指示書の送付を受けた署長は、次に定めるところにより、速やかに当該処分を執行すること。

(ア) 制限書に処分執行の年月日を記載し、当該処分に係る自動車の保有者(以下「被処分者」という。)に対して、あらかじめ口頭により処分の理由を告知した後、制限書を交付するとともに、処分の解除のための手続を告知すること。

(イ) 標章は、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に貼り付けること。

(ウ) (ア)及び(イ)の処分の執行は、原則として、自動車の保有者に当該自動車を道路上の場所以外の場所に移動させた上で保有者に対して直接行うこと。

イ 署長は、処分を執行したときは、別記第11号様式の自動車運行供用制限処分執行報告書(以下「執行報告書」という。)に必要事項を記入して

主管課長に送付すること。

(7) 処分の解除

ア 被処分者が、法第9条第3項の規定により自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)別記様式第8号の自動車保管場所確保申告書(以下「申告書」という。)を提出したときは、処分を執行した管轄署長が受理するものとする。

イ 署長は、被処分者からの申告書を受理したときは、次に定めるところにより、速やかに保管場所の確保状況を確認すること。

(ア) 自動車の所有者が、保管場所証明の交付を受け、又は保管場所に係る届出を行った上で申告を行う場合は、保管場所標章の表示により確認すること。

(イ) (ア)以外の場合は、保管場所である駐車場の賃貸借契約書等保管場所を確保していることを疎明する書面の提示により確認すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の場合において、保管場所の確認をすることができたと認められないときは、保管場所の確保状況に関し所有者に対する質問、現地調査等を行うこと。

ウ 署長は、保管場所が確保されていることを確認したときは、主管課長に通知するとともに、別記第12号様式の確認通知書(以下「確認通知書」という。)を作成し、速やかに処分に係る自動車の所有者に対して交付し、標章を取り除くこと。

エ 署長は、確認通知書を交付し、標章を取り除いたときは、別記第13号様式の手続終了報告書を作成し、主管課を経由して公安委員会に報告すること。

(8) 処分執行及び解除の依頼等

ア 主管課長は、公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他府県公安委員会の管轄に変更された場合は、原則として、変更後の自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対し、処分の執行及び当該処分に係る自動車の所有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための各手続を依頼するものとする。この場合においては、別記第14号様式の自動車運行供用制限処分執行等依頼書を作成の上、制限書、標章その他関係書類を添付し、依頼先の公安委員会に送付するものとする。

イ 主管課長は、他府県公安委員会から、処分の執行等の依頼を受けたときは、速やかに、当該処分の執行等を行い、当該公安委員会に執行報告書の写しを送付すること。また、被処分者から申告書の提出を受けて保

管場所の確保を確認したときは、当該公安委員会から確認通知書の送付を受けて処分の解除の手続を行うとともに、当該公安委員会に対し手続終了報告書の写しを送付すること。

第3 適用地域にある運送事業用自動車の保有者に対する措置

1 通知等

(1) 通知事案の報告等

第2の1(1)及び(2)アについては、警察官が通知事案を認知した場合において、当該自動車が運送事業用自動車であるときの報告及び審査について準用する。

(2) 通知

署長は、審査の結果、通知事案に該当すると認めるときは、通知書を作成し、第2の1(3)イに定める添付書類を添えて主管課長に送付すること。

2 監督行政庁に対する通知

(1) 審査

主管課長は、通知書を受領したとき又は他府県公安委員会から通知書の移送を受けたときは、当該通知に係る事案について、法第13条第2項の規定による運送事業を監督する行政庁(以下「監督行政庁」という。)に対する通知(以下「運送事業用自動車通知」という。)の要件の該当の有無を審査すること。

(2) 通知事案の移送

主管課長は、審査の結果、運送事業用自動車通知を行う事案(以下「運送事業用自動車通知事案」という。)に該当するもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他府県公安委員会の管轄区域にあるものについては、別記第15号様式の運送事業用自動車通知事案移送書を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送すること。

(3) 運送事業用自動車通知

主管課長は、審査の結果、運送事業用自動車通知事案に該当すると認めるときは、(2)の場合を除き、別記第16号様式の運送事業用自動車通知書を作成し、監督行政庁に対する通知を行うこと。この場合において、当該通知は、当該運送事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局に対し、陸運支局を通じて行うこと。

第4 適用地域外の地域にある自動車の保有者に対する措置

1 指導等

署長は、適用地域外の地域にある自動車で、通知事案に該当するものを認

知したときは、当該自動車の保有者に対し保管場所を確保するよう指導するとともに、当該自動車が運送事業用自動車である場合にあっては、別記第17号様式の運送事業用自動車通知事案上申書を作成し、主管課に送付するものとする。

2 通知事案の移送及び運送事業用自動車通知

主管課長は、1の運送事業用自動車通知事案上申書の送付を受けたときは、通知事案の移送及び運送事業用自動車通知について第3の2(2)及び(3)に定める手続を行うこと。

第5 報告又は資料の提出

1 報告又は資料の提出要求

法第12条の規定による自動車の保有者又は当該自動車の保管場所を管理する者に対する報告又は資料の提出要求は、次に掲げる書類等について行うものとする。

- (1) 自動車の保有者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面
 - ア 住民票の写し
 - イ 印鑑証明
 - ウ 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等
- (2) 保管場所として使用する権原の有無を確認するための書面
 - ア 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
 - イ 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課(公租)金証明書等
- (3) 保管場所の賃貸状況等を確認するための書面
自動車の保有者と保管場所を管理する者との間の賃貸契約又は使用貸借契約の締結の状況、当該契約の内容、当該場所の使用状況等を明らかにする書面
- (4) 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該保管場所の所在図
- (5) 当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空き地及び道路を表示した配置図(保管場所にあってはその平面の寸法、道路にあってはその幅員を明記したもの)

2 報告又は資料の提出要求要領

- (1) 報告又は資料の提出要求は、自動車の使用の本拠の位置が本県にある場合に、保管場所を管轄する署長が行うものとする。

なお、自動車の使用の本拠の位置が他府県公安委員会の管轄区域にある

場合は、主管課を通じて、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対し報告又は資料の提出措置をとるよう依頼するものとする。

- (2) 署長は、保管場所の確保状況に関し(1)の報告又は資料の提出要求をする必要があると認めるときは、別記第18号様式の報告・資料提出要求書及び別記第19号様式の報告・資料提出回答書により行うとともに、別記第20号様式の報告・使用提出要求簿に処分状況を記載するものとする。

第6 運用の重点対象

保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置の運用に当たっては、次に掲げる地域及び自動車を重点対象とする。

1 重点とする地域

- (1) 違法駐車車両の存在が直接又は間接の原因となって交通事故が多発しているような地域
- (2) 違法駐車車両の存在が緊急自動車等の通行を妨げ、付近の住民に不安を与える事案等が生じているような地域
- (3) 居住者の世帯数に見合った規模の駐車場が確保されていないため、違法駐車車両がまん延している団地等及びその周辺の地域

2 重点とする自動車

次に掲げる自動車で、悪質性、危険性又は迷惑性の高いもの

- (1) 幅員の狭い道路、歩道上、道路の曲がり角等に駐車して、人や他の自動車等の通行の妨害となっている自動車
- (2) トラック、ダンプカー等車体の大きい自動車
- (3) 暴力団、暴走族等の保有する自動車のように、当該自動車の保管場所を確保するよう促すことでは、自主的な保管場所の確保が困難と認められる自動車

第7 文書の保存期間

この要領に定める様式により作成した文書の保存期間は、3年とする。

(別記様式省略)

